

平成26年6月4日

私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査の実施について

1. 調査の趣旨

- ・現時点における公定価格仮単価等の限られた情報の中ではあるが、国、都道府県及び市町村における新制度実施の準備、事業計画の策定、国の概算要求、予算案の策定等に資するため、私立幼稚園の新制度への移行の見込み等を把握する。
- ・なお、本調査の質問項目、スケジュールについては、主として国の概算要求の実施のため最低限必要なものとして実施するものであり、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて別途意向調査を行うことを妨げるものではない。
- ・また、平成27年度施行に当たっての施設型給付の対象施設の確認（みなし確認を含む。）又は確認を受けない旨の別段の申出については、各市町村において、別途改めて秋頃をめどに手続の案内を行った上で対象施設の方針を確認することを想定している。したがって、設置者は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではない。

2. 調査の実施主体

- ・都道府県及び所在市町村※
※ 私立幼稚園について、子ども・子育て支援法に基づきみなし確認又は別段の申出に関する事務を行うこととなる市町村（政令指定都市及び中核市を含む）

3. 調査の対象

- ・私立幼稚園（認定こども園を構成しているものを含む。）の設置者
- ・調査への回答の単位は施設ごと

4. 調査の項目

- ・国からモデル質問票を提示
（主な質問事項）
 - ① 現在の施設の利用状況（広域利用の状況を含む。）
 - ② 新制度への移行見込み・移行する場合の施設の類型（認定こども園への移行を含む。）・移行予定年度
 - ③ 一時預かり事業（幼稚園型）・小規模保育事業等の実施希望 等
- ・都道府県又所在市町村において独自の質問を追加することは可

5. 調査の実施方法

- ・都道府県（新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局）と所在市町村（新制度担当部局）が連名にて調査を実施することを基本とすること（都道府県と所在市町村で十

分調整の上、これと異なる方法も可とする。)

- ・都道府県及び所在市町村で独自の追加質問がある場合、両者で相談の上、項目を追加すること。また、追加方法としては、モデル質問票に質問を追加して送付する、又はモデル質問票とは別に追加質問を送付することが考えられるが、独自の質問に対する回答は、国に提出する集計表には加えないこと。
- ・同一設置者が複数の施設を設置している場合も含め、回答は施設ごとに所在市町村に提出すること。
- ・所在市町村は域内の全施設の回答を集計表にとりまとめて都道府県に提出すること。
- ・都道府県は域内の全市町村の集計表をとりまとめて国に提出すること。

6. スケジュール

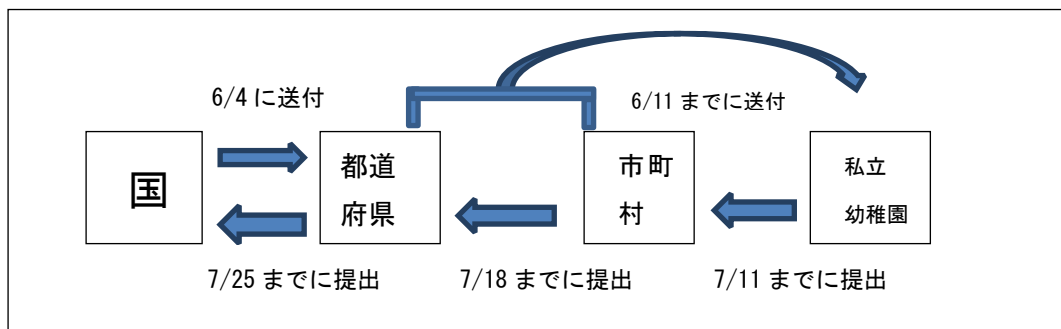
- | | |
|---------|--|
| 6月4日 | モデル質問票を国から都道府県、政令市、中核市に配付 |
| 6月11日まで | 追加質問がある場合も含め、都道府県及び所在市町村の連名で、正式の調査依頼を送付
※調査依頼文の参考例を後日提供予定 |
| 7月11日まで | 各設置者が所在市町村に回答を提出 |
| 7月18日まで | 各所在市町村が回答を集計表（市町村単位）にとりまとめて都道府県に提出
※集計表の参考例を後日提供予定 |
| 7月25日まで | 各都道府県が回答を集計表（都道府県単位）にとりまとめて国に提出
※集計表の参考例を後日提供予定 |

7. 留意事項

- (1) 各都道府県及び所在市町村においては、本調査の実施に当たり、4月10日付け事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」に従って、相談・支援に関する担当窓口をあらかじめ設置し、域内の私立幼稚園設置者に案内すること。
- (2) 各都道府県は、本調査の実施に当たり、私立幼稚園に係る認可や利用状況等、私学助成の仕組み（要綱等）、助成状況等を所在市町村に提供するなど、私立幼稚園に係る情報共有に努めること。なお、平成27年度以降の私学助成や一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価見込みは現時点で提示できていないことから、各設置者においては、直近年度における各都道府県の私学助成の補助額を参考に検討願いたいこと。
- (3) 各都道府県、政令指定都市、中核市においては、各設置者における検討時間を十分確保する観点から、モデル質問票を速やかに周知するとともに、できるだけ早期に設置者向け説明会を開催するなど、速やかな情報提供に努めること。

また、所在市町村の担当窓口において、本調査に関する相談・質問も含め、設置者からの照会等に適切に対応する体制確保に配慮願いたいこと。

- (4) 本調査により所在市町村に居住する者以外の利用（広域利用）の状況を把握した所在市町村においては、利用者の居住地市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。当該広域利用の状況は都道府県とも共有を図り、必要に応じて、都道府県が広域調査を行うこと。
- (5) 回答は所在市町村に対して提出することを基本とするが、特別な事情がある場合は、所在市町村と都道府県で十分調整の上、設置者が都道府県に直接回答を提出する方法も可とする。その場合は、都道府県から当該市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。
- (6) 仮単価提示後の設置者の意向について、国から示すモデル質問票に記載の情報を最低限盛り込んだ調査を行って頂くことが基本であるが、都道府県、所在市町村において同様の調査を既に行っており、この機会に改めて調査を行うことが難しいなどの特別な事情がある場合は、既存の調査結果の中から該当する項目をとりまとめた上で提出することも可とする。



調査の流れ